

市民後見人養成講座の開催「講座受講生募集」

当センターでは、「市民後見人」として活動できる方を養成するため、成年後見人制度の概要や法律の基礎知識を学ぶ講座を開催します。

- と き** 6月10日(月)から6月27日(木)までの月・木曜日
午後1時～5時 (全20時間程度)
- 対象者** 呉西6市に住む25歳以上の方(法人後見支援員として活動できる方)
- 定 員** 40人(定員を超えた場合は、抽選とします。)
- 締 切** 5月20日(月)まで
- 申込・問合せ先** 呉西地区成年後見センター (0766) 92-0810

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方は、ご自身で契約などの法律行為を行うことが難しい場合があります。

成年後見制度は、判断能力が不十分な方のために、本人の権利を守る援助者を選び、必要な契約を結んだり財産を管理したりして、本人を法律的に支援する制度です。